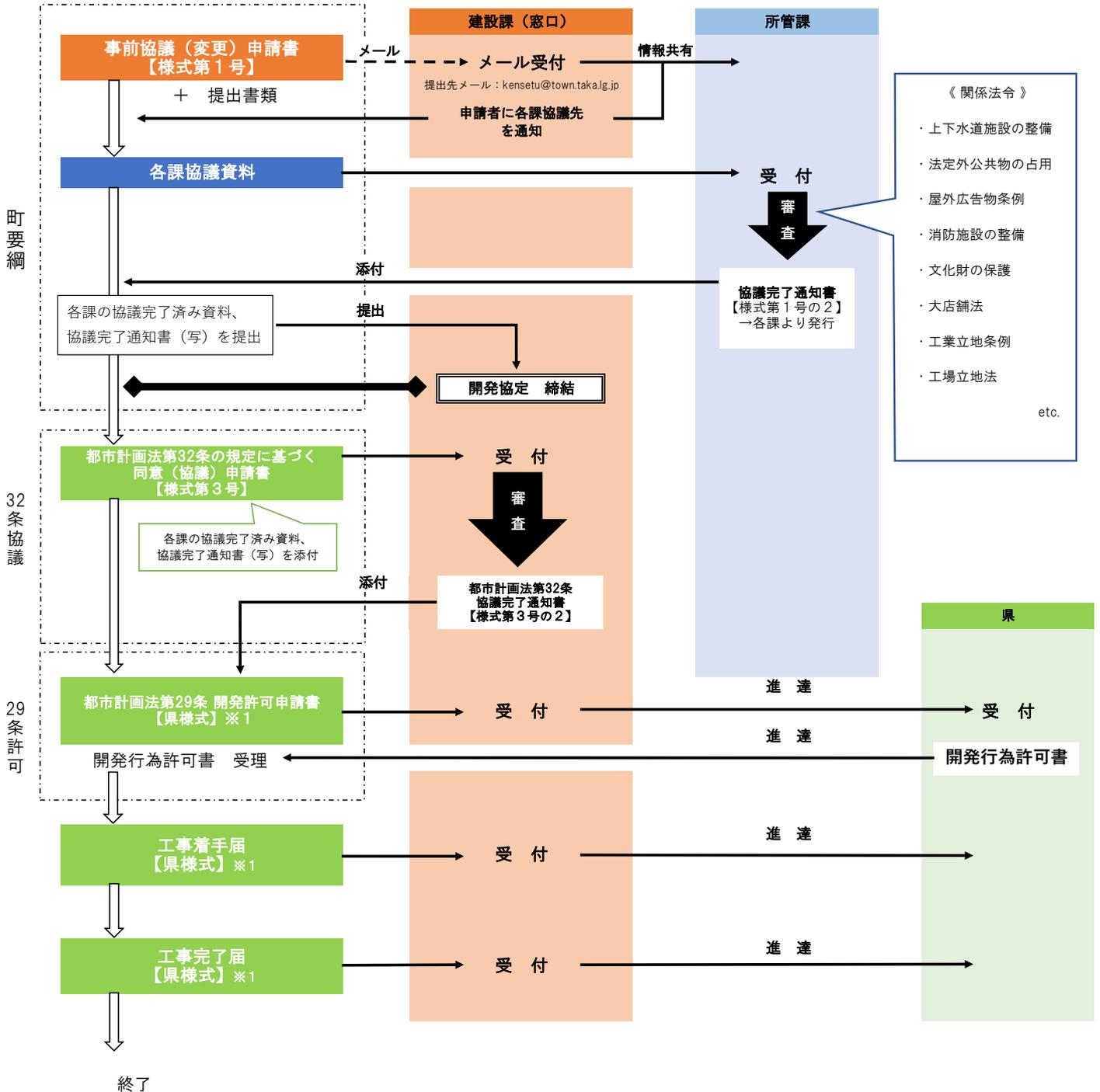


■町要綱手続きフロー①■

【開発許可（都市計画法第29条）・事前協議（都市計画法第32条）の申請が必要な場合】

- ①中区：開発行為が3,000㎡以上の開発行為
- ②加美・八千代区：開発行為が10,000㎡以上の開発行為

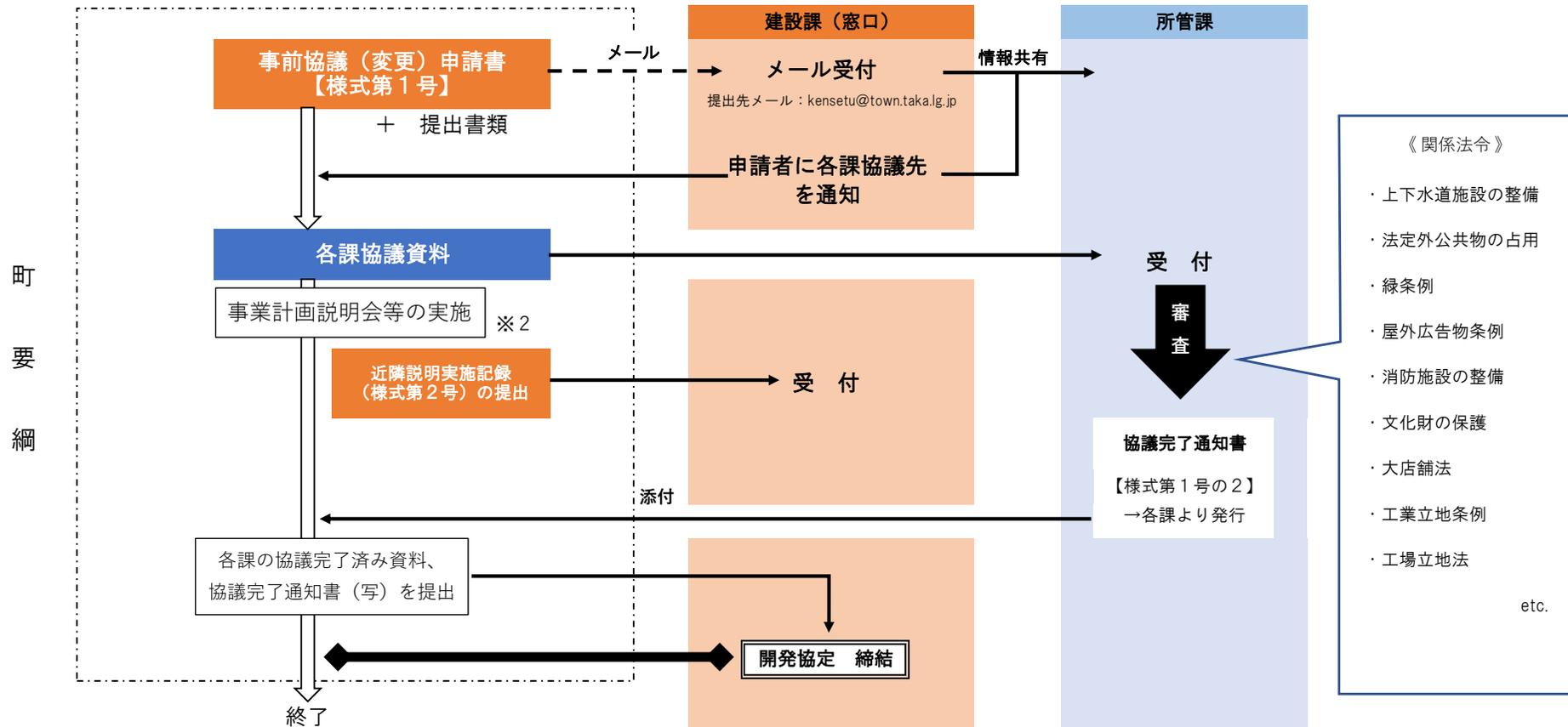


※1 県様式は兵庫県HPよりダウンロード可能

■町要綱手続きフロー②■

【開発許可（都市計画法第29条）・事前協議（都市計画法第32条）の申請が必要ない場合】

- ①加美・八千代区：開発行為が3,000㎡以上、10,000㎡未満の開発行為
- ②住宅以外の建築物の建築行為で、延べ面積が1,000㎡以上又は敷地面積が3,000㎡以上のもの
- ③共同住宅又は長屋住宅で8戸以上の建築行為
- ④深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）に物品販売業その他の営業を営む店舗の事業区域の面積が1,000㎡以上の建築行為



※2 関係する上位法令にて説明会等が実施される場合は、町要綱に基づく事業計画説明会を省略できる場合があるので、建設課窓口で要相談。